

## 宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条及び第8条に規定する措置を講ずるため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、暴力団排除条例で使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 市長等 宝塚市長、宝塚市上下水道事業管理者、宝塚市教育長、宝塚市立病院事業管理者をいう。
  - (2) 市等 宝塚市、宝塚市上下水道局、宝塚市教育委員会、宝塚市立病院をいう。
  - (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者をいう。
  - (4) 入札参加資格審査申請書類 宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第16条の規定に基づき、本市等の入札に参加するために必要な資格審査を受けるために提出される申請書類をいう。
  - (5) 誓約書 自己が暴力団等でない旨を誓約する文書をいう。
  - (6) 下請負人等 次のア又はイに掲げる者をいう。
    - ア 市等の契約の相手方の下請負人（再下請負以下の請負人を含む。以下この号において同じ。）
    - イ 市等の契約の相手方又は同者の下請負人が資材又は原材料を購入するため売買契約その他の契約を締結する相手方
  - (7) 下請契約等 下請負人に係る契約をいう。
  - (8) 排除措置 暴力団排除条例第7条及び第8条に規定する措置をいう。
  - (9) 指名停止 宝塚市契約規則第18条に規定する指名の対象から外すことをいう。

### (誓約書等の徴取)

第3条 市長等は、条例第7条及び第8条に規定する措置を講ずるため、次の各号に規定する者に対し、それぞれ当該各号に規定する事項を徴取するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書類の提出を予定する者 誓約書の内容に同意した上作成した申請書類
- (2) 市等が契約の締結又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を予定する者 誓約書及び市長等が必要と認める書類

- (3) 市等の契約の相手方（指定管理者を除く。以下同じ。）と下請契約等を締結した者又は当該下請契約等を締結した者と下請契約等を締結した者 誓約書及び市長等が必要と認める書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要があると認める者 誓約書及び市長等が必要と認める書類

（排除措置に関する周知等）

第4条 市長等は、排除措置に係る事務を行うに当たり、暴力団等を排除すること及び暴力団等であるかどうかを兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）に照会することがあることを公表し、申請書等に記載するなどの方法により、事務又は事業の相手方あらかじめ周知するものとする。

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第5条 市長等は、必要があると認めるときは、平成24年6月26日付けで署長との間で取り交わした宝塚市等が行う事務からの暴力団等の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づいて、次に掲げる者に関して暴力団等に該当するかどうかにつき、署長に対して照会を行うものとする。

(1) 本市等の契約事務に関して次に掲げる者

- ア 競争入札、随意契約などの方法により、本市等と契約を締結した者又は本市等との契約を希望する者
- イ 下請負人等

(2) 公の施設の使用許可を受けた者、または使用許可を希望する者

(3) 宝塚市公有財産規則（昭和39年宝塚市規則第13号）第22条に規定する財産の使用許可を受けた者、または使用許可を希望する者

(4) 指定管理者の指定を受けた者、または指定管理者の指定を希望する者及び下請人等

(5) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長等が認める者

（暴力団等に関係する旨の回答又は通報を受けた場合）

第6条 市長等は、前条の照会（以下「照会」という。）を行った後に前条各号に掲げる者が暴力団等に該当する内容の回答（以下「回答」という。）を署長から受けた場合には、排除措置を講ずるものとする。

2 署長が文書で前項の内容と同じ内容を通報（以下「通報」という。）してきた場合も同様とする。

（契約に係る事務等における排除措置）

第7条 市長等は、回答又は通報を受けた場合には、次の各号に規定する措置を行うものとする。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録されている者 指名停止措置
- (2) 競争入札、随意契約などの方法により契約の相手方となる者 契約の相手方としない措置
- (3) 本市等が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合、次に掲げる措置
  - ア 当該契約の解除
  - イ 違約金の請求
  - ウ 違約金を上回る損害が本市等にあるときは、その損害額の請求
- (4) 下請負人等 元請に対して契約の解除を求める措置
- (5) 指定管理者 指定管理者として指定をしない、又は指定を取り消す措置
- (6) その他暴力団の不当な影響力を排除するために有効な措置

(排除措置を行った場合の通知及び公表)

第8条 市長等は、排除措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとするとともに、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 排除措置の対象となる者の氏名又は商号及び住所（法人等にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地）
- (2) 排除措置の対象となる者が該当する条例第2条第1号から第3号の事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長等は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を署長に通知するものとする。

(排除措置の撤回を行った場合の通知及び公表)

第9条 排除措置の撤回は、第7条第1号及び第2号の排除措置について行うものとし、排除措置の対象者から市長等に対しての申立てを受け、第6条に規定する回答又は通報を受けて行うものとし、前条に準じて通知及び公表するものとする。

2 市長等は、前項の申立てを行う者に対して、誓約書及び市長等が必要があると認める事項の報告等の書面を徴取するものとする。

3 排除措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

(本市等の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第10条 市長等は、本市等の契約の相手方又は下請負人等に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告し、かつ、警察及び関係機関等への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 前項の場合において、下請負人等からの報告は、本市等の契約の相手方を通じて行うものとする。
- 3 市長等は、本市等の契約の相手方に対して、その下請負人等が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人等が速やかに報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。
- 4 市長等は、本市等の契約の相手方又は下請負人等が暴力団等から不当介入等を受けたことによって契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の必要な措置を講じるものとする。ただし、前3項の規定による報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

(公の施設における排除措置)

- 第11条 市長等及び指定管理者は、第6条に規定する回答又は通報を受け、暴力団等を利すると認める場合には、公の施設その他行政財産の使用許可申請者に対し、その申請を拒否し、許可等を取り消すなどの排除措置を行うものとする。
- 2 市長等及び指定管理者は、前項の規定により排除措置を行った場合において、当該使用等に係る者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(財政援助団体への要請)

- 第12条 市長等は、排除措置を行ったときは、財政援助団体（その行う業務が本市等の施策と極めて密接な関連を有している団体であり、かつ、本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体その他本市等から継続的に財政援助を行っていると思われる団体であって、特に本市等からの指導又は調整を行う必要があると思われるものをいう。）に対して、同様の措置をとるよう要請するものとする。

(関係機関等との連絡調整等)

- 第13条 市等は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関等との密接な連携を図るものとする。
- 2 照会に係る事務は、原則、都市安全部防犯交通安全課において行うものとする。
  - 3 照会が必要な場合は、関係部局の所属長から都市安全部防犯交通安全課長に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。
  - 4 次に掲げる場合においては、その旨を、都市安全部防犯交通安全課長から関係部局の各所属長に対して、速やかに周知しなければならない。
    - (1) 照会を行った後に、暴力団等に該当する旨の回答を署長から受けた場合
    - (2) 署長が合意書の規定により、文書で前号の回答と同じ内容を通報してきた場合

- 5 関係部局の所属長は、契約について次に掲げる対応を行わなければならない。
- (1) 前項の規定により都市安全部防犯交通安全課が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（排除措置の内容）等についての、都市安全部防犯交通安全課への速やかな報告
  - (2) 契約に際し、都市安全部防犯交通安全課長から周知した暴力団等でないことの確認
- 6 関係部局においては、第4項の規定により都市安全部防犯交通安全課が周知した事項について所属職員が円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項が適切に取扱われるよう、最大限の注意を払わなければならない。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長等が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。